

新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れ（第7次）

新型コロナウイルス感染症対策へのご尽力に敬意を表します。

緊急事態宣言が解除されたあとも感染者は増え、市内では2園で保育士の感染が確認されました。市内業者の皆さんも感染防止対策を行いながら営業を再開していますが、多くの困難を抱えています。今、感染防止対策でも、市内業者支援でも行政の役割が強く求められています。国の地方創生臨時交付金も積極的に活用し、第3次補正予算を組むなどして、以下の通り充実した対応をするよう要望いたします。

- 1, 検査体制の充実を行うこと
 - 感染者が発生した施設については、関係者全員の検査を行うこと。
 - 感染防止対策のために、医療・介護従事者、障害福祉関係の労働者、保育士や学校の教職員などを対象に定期的な検査を実施すること。
- 2, 中小企業支援給付金の拡充を行うこと
 - 今年開業の事業者も支給対象とすること。
 - 「昨年度売り上げ20万円」以下の事業者にも支給すること。
 - 法人以外の農業生産者も支援対象とすること。
- 3, 中小事業者支援を拡充すること
 - 市の制度融資の保証料を補填すること。
 - 住宅リフォーム助成制度を創設すること。
 - 事業者向け総合相談窓口を設置すること。
- 4, 医療機関、医療従事者への支援を行うこと
 - 市立病院の経営赤字分の補填を行うこと。
 - すべての医療従事者に支援金を支給すること。
- 5, 教育・保育・福祉の充実を行うこと
 - 教員が子どもたちの教育に専念し、子どもたちの安全が確保されるように、学校のトイレ掃除、構内の消毒作業は外部委託すること。
 - 就学援助制度の利用を促す「お知らせ」と申請書を各家庭に配布すること。
 - 国保・介護・後期高齢者医療保険料の減免について、加入者全員に「お知らせ」と申請書を送付し、制度の周知徹底を行うこと。
 - 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い」による利用者負担増については、市が補填すること。
 - 生活保護制度の利用を促す「お知らせ」と申請書を、近隣センターなど公共施設に置き、自由に持ち帰られるようにすること。
 - 学校体育館へのエアコン設置を行うこと。
 - 育英資金、母子寡婦福祉資金返済の一部を免除すること。
 - 収入の減った学生への授業料支援を行うこと。
- 6, 4月28日以降に生まれた子どもに対して、国の特別定額給付金と同額の10万円を支給すること。
- 7, 市が確保した「新型コロナ対応市営住宅」5戸の家賃免除とエアコン設置を行うこと。
- 8, 生活困難者向けの総合相談窓口を設置すること。
- 9, 「広報かしわ」の新型コロナ特別号を発行し、各種減免、給付制度の周知を図ること。
- 10, 近隣センター等の公共施設、図書館利用時の名簿提出はやめること。

以上、文書による回答を求めます。